

令和 8 年 3 月 4 日

関係事業者 各位

久留米市長 原口 新五

## 検査実施日の変更について（通知）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では建築基準法に基づく検査等の実施日について、下記の通り見直しを行うこととなりました。

本市といたしましては、引き続き適正な建築行政に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、適正な工事監理、確実な中間検査及び、完了検査の申請についても、改めてお願いいたします。

### 記

#### ■ 検査の実施日

変更前：【月曜日・木曜日】西地区、【火曜日・金曜日】東地区

変更後：【火曜日・金曜日】市内全域（いずれも午後）

#### ■ 運用開始日

令和 8 年 4 月 1 日より

以上

久留米市都市建設部建築指導課

担当：石井、上野

TEL：0942-30-9089